

特許制度の役割と今後の展望

審査第一部長 澤井 智毅

昨年に続き、特技懇編集部からブリッジワークの執筆を依頼されました。前回(特技懇誌第279号)は、自身の入庁以来の経験に触れながら、これまでの知財制度や特許庁のプレゼンスの高まりについて述べてみました。今回は、今後の知財制度、特許制度の展望について、私見を述べてみたいと思います。あくまでも筆者個人の見解や解釈です。ご意見やご指摘などがございましたら、真摯に拝聴する思いです。遠慮なくお知らせください。

I. 特許制度の役割

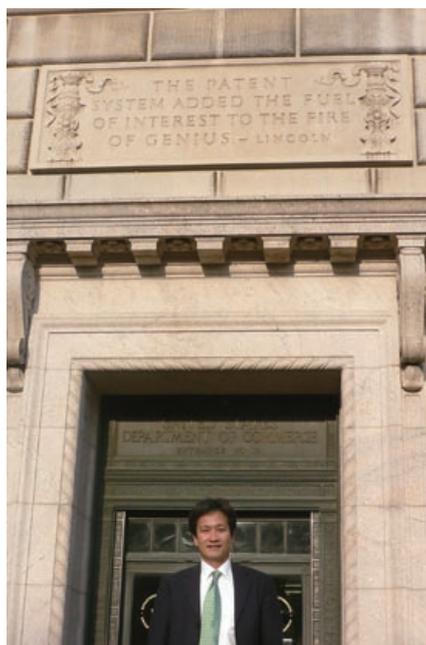
今後の展望を述べる前に、特許制度の役割について触れて見ます。今後をといいながら、いきなり過去を振り返ることになりますがお許しください。我が国特許法第1条に記されるように、特許制度は産業の発達を企図するものであり、その意味で産業政策的な位置づけにあります。

いち早く制度を整備した英国がその特許制度により産業革命を進めたことを、ジェームズ・ワット(1736-1819)の蒸気機関の発明と波乱の生涯、代理人とも言うべきスポンサーとの出会い、そして18世紀の大幅な特許出願増により説明する書籍や論文等も少なくありません。こうした英国の動きにならい、米国は発明奨励を定めた米国憲法に従い、1890年に特許法を制定しました。その後、リンカーン米第16代大統領の1859年の言葉「特許制度は天才の炎に利益という油を注ぐもの(The patent system added the fuel of interest to the fire of genius)」(写真)に予言されるように、19世紀後半以降、多くの偉大なる発明家を輩出し、今日の米国の産業と繁栄に繋がって

います。この言葉は、我が国のように限られた知財ピープルだけに浸透しているものではありません。米国において歴史的名言の一つに数えられていることは、ワシントンDCの商務省本館ビル玄関上の石碑にリンカーンを代表する言葉として刻まれていることから明らかです。

こうした米英の特許制度の産業政策的な役割を学び、それを「西洋事情」(1866)に記した福沢諭吉、米国使節団団長として当時の米国特許局を訪問した岩倉具視、欧米への制度調査や商標条例、専売特許条例の制定に携わった高橋是清などの近代日本の礎を創った先人等の尽力により、我が国においても1885年に特許制度が導入されました。

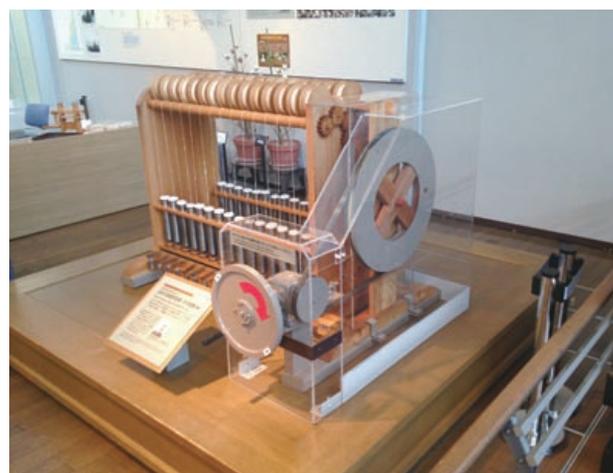
特許庁ロビーに飾られる制度発足100周年を記念し



リンカーンの言葉が刻まれる米商務省本館前にて

て選定された我が国の10大発明家を見ますと、奇しくも皆がこの19世紀後半に生まれた方々です。まさに、リンカーンの言葉は、近代化に歩を進めたばかりのこの極東の地においても実証されたのです。明治期の日本の発展を支えた当時の基幹産業たる紡績業は、第1回内国勸業博覧会に出品された臥雲辰致(1842-1900)の「ガラ紡」(和式綿紡機)が国内に普及することにより始まります。名古屋のトヨタ産業技術記念館の繊維機械館は、このガラ紡機の展示(写真)から始まり、その後のトヨタグループの創業者である豊田佐吉(1867-1930)の数々の功績の展示に繋がります。ともに近代日本の礎を創った臥雲辰致と、歴史に名を刻む豊田佐吉との違いは何でしょうか。2013年度の大学入試センター試験の日本史(日本史B第5問、日本史A第3問)の問題にも記されるように、臥雲辰致の時代には、まだ我が国には特許制度がなく、豊田佐吉の時代には欧米にならい特許制度がありました。この違いが二人の運命と日本の近代化の歴史を変えたのです。この一事を見ても、特許制度と産業の発展との強い相関を理解いただけるものと思います。

私自身、大学や研修、シンポジウムでの講義の機会を得たとき、過去三度の産業革命期には特許制度が重要な役割を果たしてきたと繰り返し述べてきました。前掲の18世紀の英国での産業革命や19世紀後半の米国やドイツ、日本での産業革命期に加え、

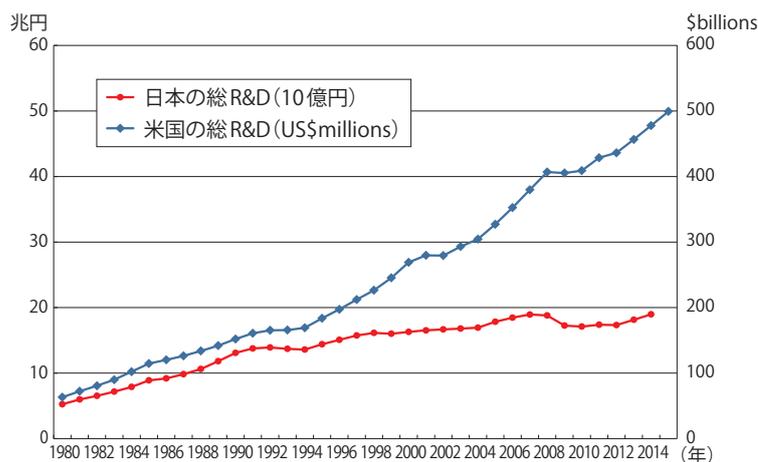


トヨタ産業技術記念館に展示されるガラ紡機(和式綿紡機)

20世紀後半の情報技術が社会を変革した第三次産業革命とも呼ばれる米国を中心とした経済革命期においても、米国のプロパテント政策が奏功したとの考察です。こうした論は、今や書籍¹⁾や学界でも紹介される一般論になりつつあります。

事実、米国では、プロパテント政策以前に低迷していた研究開発投資額が、プロパテント政策以後の四半世紀で3.4倍(1989～2014)もの大幅な伸びを示しています。

成長には新陳代謝が伴うものです。米国の特許取得ランキングを見ますと、上位企業の多くは設立50



(資料) 日本の総R&D費については科学技術研究調査報告書(総務省統計)に基づく(円)
米国の総R&D費についてはNational Science Foundation, National Patterns of R&D Resourcesに基づく(ドル)

研究開発投資額推移(日米比較)

1) 小川紘一『オープン&クローズ戦略(増補改訂版)』(翔泳社、2015年) 390-397頁

特許登録件数ランキング日米比較 (2015)

日本				米国			
	社名	設立	国籍		社名	設立	国籍
1	トヨタ自動車	1937	JP		IBM	1911	US
2	キヤノン	1937	JP		サムスン電子	1938	KR
3	三菱電機	1921	JP		キヤノン	1937	JP
4	東芝	1875	JP		クゥアルコム	1985	US
5	富士通	1935	JP		グーグル	1998	US
6	セイコーエプソン	1942	JP		東芝	1875	JP
7	リコー	1936	JP		ソニー	1946	JP
8	パナソニックIPマネジメント	1918	JP		LGエレクトロニクス	1958	KR
9	富士フイルム	1934	JP		インテル	1968	US
10	本田技研工業	1948	JP		マイクロソフト	1975	US

※■は設立50年未満の企業

※パナソニックIPマネジメントは、パナソニックの設立年

※富士フイルムは、富士写真フイルムの設立年。

※サムスン電子は、サムスングループの設立年。サムスン電子自体は1969年。

出典 日本：http://ipforce.jp/Data/index/y/2015 (知財ポータルサイト IP Force)

米国：http://www.ificlaims.com/index.php?page=misc_top_50_2015 (IFI CLAIMS Patent Services)

年未満の比較的若い企業で占められます。例えば、トップ10に入る米国5社の内4社、トップ30では11社がこうした企業です。一方、我が国は、まだプロパテント政策が緒についたばかりなのか、この4半世紀での研究開発投資額の伸びは1.6倍(1989～2014)程度と低調であり、特許取得上位企業名を見ても、トップ10は何れも半世紀以上の長い歴史を持つ名門企業です。これら企業を脅かす企業が出て来ないことが、日米の差となっています。

なお、米国商務省が公表した「Intellectual Property and the U.S. Economy：2016 Update」によれば、知的財産を強化する(IP-intensive)産業が米国GDPに貢献した割合は2010年の34.8%から2014年には38.2%に増加したと報告しています。知的財産権が産業発展に寄与していることを示す数字です。

II. 今後の展望

1. インダストリー4.0時代、異業種連携に向け重視される知財戦略

インダストリー4.0との語をよく聞きます。第4次産業革命を意味する造語であり、ドイツ政府が、2010年に公表したコンセプトです。異業種も含め水平方向、垂直方向に製造現場の各層をネットワークで繋ぎ、リアルタイムで連携することにより、高付加価値製品

の多品種少量生産を実現する考え方です。フォード生産方式に代表される、20世紀初頭から続いてきた労働集約型の大量生産方式を大きく変える考え方です。労働集約ゆえの課題である製造業の空洞化に苦慮する先進各国が今日、製造業の先進国への回帰を実現するものとして、高い関心を示すのも頷けるところです。フラウンホーファー研究所は、インダストリー4.0等の施策により、ドイツの主要6業種の総付加価値は3,433億ユーロ(2013)から2025年には4,221億ユーロにまで増加すると予想しています。

米国も同様のコンセプトの下、2014年にインダストリアル・インターネット・コンソーシアムを結成し、広く米内外の主要企業の参加を得ています。この中には、ABB、Bosch、Hewlett Packard、IBM、Infineon Technologies、KUKA、SAP、Siemens等、ドイツのインダストリー4.0にも参加するなど、双方に札を張る企業も少なくありません。このように各国が、そして各企業が、この新しい時代に向けた対策と覇権争いをしている状況にあります。

異業種との連携に際し、主導的な役割を担う上で高度な知的財産戦略が必要であることに言を俟ちません。製造現場各層を水平方向、垂直方向に繋ぐ上で、その繋ぐための仕組み(プラットフォーム)を如何に保護し、占有し、あるいは開放していくのか、重要な経営判断となります。これは、IT企業やロボティクス企業などの限られた業種の問題ではなく、広く

これらに繋がる製造業全ての課題に発展します。

繋ぐための仕組み(プラットフォーム)作りに必ずしも長けていないとしても、センサーや生産機械などの個々の要素技術に強みがあるのであれば、如何にプラットフォームに繋げうるか、プラットフォーム側から見れば繋げざるを得ない技術とするかが鍵となります。これらは技術そのものの競争力はもとより、それ以上に特許請求の範囲の記載ぶりや知財戦略や知財交渉が重要になるものと思います。

トリリオンセンサー時代を迎える中、種々収集された情報を如何に活かすか、その活用手段にも多くの高度な技術的思想が含まれるでしょう。また、このコンセプトの成果たる高付加価値製品そのものが、特許や意匠、ブランドなどの知的財産のかたまりとなります。

ただ、こうした議論が緒についたばかりであることから、我が国主要企業の担当役員等との意見交換においても、こうした分野での明確な知財戦略を聞くことが少なく、試行錯誤の状況にあるとも言えます。では、どうした戦略が求められるのでしょうか。それぞれの企業の強み、弱みに基づく戦略が必要であり、千差万別なものとなるでしょう。

旧来の良いものを作れば売れるとの思考から、単に標準化のみに傾注しますと、コモディティ化が促されるだけで、研究開発投資は回収されないままに短期間で市場での競争力を失うことでしょう。オープン・クローズを、標準か特許かとの二者択一のように短絡的に論ずる風潮にも危機感を持ちます。標準「及び」特許をとともに確保し、これらを高度に駆使する必要があります。経営層は、良いものを作らせた上で、コモディティ化に備えてしっかりと知的財産権で保護する、とりわけインダストリー4.0やIoT時代には、異業種も含めた企業間連携のため、強みとなる自社のコア技術と、その技術に繋げさせる部分での知財保護の重要性を認識する必要があるものと考えます。

インダストリー4.0を提唱したドイツの新ハイテク戦略の中では、イノベーション創出の鍵の一つとして「知的財産権の効果的保護」を指摘しています。また、本年2月に公表された米国の大統領経済報告2016においても、技術とイノベーションと題した章において、異業種連携に際し、ロボティクス技術に係る「知的財産に絶えず注意を怠らない(vigilant)姿勢が必要である」と述べています。知財の運用に一日の長がある、

かの米国が、インダストリー4.0時代に向け、更に高度な知財戦略を模索しているともいえます。

インダストリー4.0時代を迎え、官民を挙げた高度な知的財産戦略、とりわけ、研究開発投資を奨励し、イノベーションを促すべく、過去三度の産業革命期と同様、特許や意匠をはじめとした知的財産を尊重し、これにより投資が確実に回収できる環境を構築する必要があります。

2. ユーザーの多様化、地方創生、中小支援

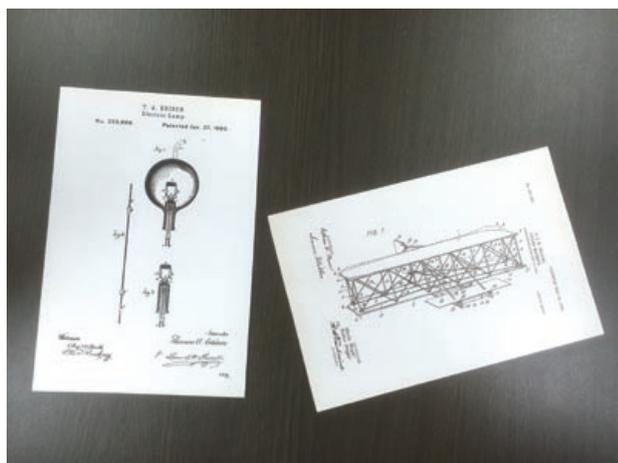
この6月に公表された日本再興戦略2016は、地域イノベーションを推進すべく、中小企業の知財戦略の強化を求めています。政権の目玉でもある240頁にも及ぶ大部の戦略の中のほんの一文ではありますが、とても重要な指摘だと思えます。

特に製造業の国内回帰や高付加価値の多品種少量生産を実現する上記インダストリー4.0のコンセプトは、主要な企業のみならず、高い製造技術を有する中小ものづくり企業にも恩恵を与えるものとなります。ドイツのみならず、我が国にこそ、匠とも言うべき中堅・中小企業が多いことを忘れてはなりません。

特許庁のロビーに飾られる10大発明家をはじめとした先人達の成果は、その後の工業国日本の礎になりました。中でも、前述の豊田佐吉(1867-1930)の特許第1195号は、今日のトヨタグループと中京地区、ひいては世界規模での発展や雇用の創出に繋がっています。また、御木本幸吉(1858-1954)の特許2670号は、世界的なブランドと三重県の産業振興に、今日で言う特許技監の地位(専売特許局局長代理)にもあった高峰讓吉(1854-1922)の特許第4785号は、今日の製薬会社の三共や日産化学と富山県の発展に繋がっています。

米国の小学校では、低学年の生徒等に尊敬する発明家とその成果、今日の米国社会への貢献を調べさせます。小学生等は、トーマス・エジソン(1847-1931)の電球が世界最大のコングロマリットたるGE社を、ライト兄弟(1867-1912、1871-1948)の飛行機が世界最大の航空機産業に、またグラハム・ベル(1847-1922)の電話が世界を牽引する情報通信産業に繋がっていると、それぞれに意気揚々と発表します。

先人達の誰もが最初は個人発明家や中小企業でし



エジソン、ライト兄弟の特許公報を利用したポストカード
(USPTOミュージアムで購入可能)

た。販路も工場も従業員も持たない彼らを市場に参入させ成功に導く切符が、排他的独占である特許権であったといえます。その後の社会への貢献を見ますと、この切符は、人類そのものを豊かにする切符であったと言っても過言ではありません。

先日、LED素子で有名な日亜化学株式会社の小川裕義社長と面談すべく、徳島県阿南市を訪ねました。コモディティ化しやすいLED素子でありながら、世界シェアを21%と高く堅持する理由を探りたいとの思いからです。社長自らが特許の重要性を語り、模倣する韓国や台湾企業があれば毅然とした侵害訴訟戦略に訴えるべきとの担当部長芥川勝行氏の知財戦略を社長自らが後押しし、結果としてトップシェアを堅持していることを知りました。戦後生まれのかつての中小企業が、人口7万人の徳島県阿南市に8千人の雇用と多額の税収を生み、更には四国横断自動車道整備に60億円もの寄付を行う²⁾など、地方創世に寄与しているのです。

既に述べたように、産業には新陳代謝が必要です。将来の成長を担うのは、大企業のみならず、発展が期待される中小、中堅企業です。一方、我が国の知財制度は、必ずしも十分には中小・中堅企業には利用されてはいません。特許関係手数料の減免措置や補助金などは、世界的に見ても充実しており、制度利用のハードルは低いはずですが、むしろ特許制度そのものが中小企業に十分に魅力的なものとして映っ

ていないという、根本的なものではないかと危惧しています。特許を取得しても取引において尊重されない、権利行使をしても訴訟において十分な救済が図られない、排他的な独占権でありながら既存企業の営業力、市場支配力にかなわないなど、多様な声が聞こえてきそうです。そもそも、特許制度を知らない、もっと言えばその旨みを知らないのかもしれませんが。

特許の長所を紹介する米国の論文³⁾は、ベンチャー企業が2001年以降に初めて行った特許出願のうち2013年末までに特許査定または拒絶査定がされた合計4万5,817件の影響をつぶさに分析しています。これによれば、特許査定を受けたベンチャー企業は、その後5年間で雇用を平均36%拡大し、売上を平均51%も伸ばしています。さらに、こうしたベンチャー企業は、ベンチャーキャピタルからの資金提供や証券取引所への上場の機会も増えていると報告されています。こうした特許制度がもたらす旨みを我が国中小・中堅企業にも伝えていかなければなりません。

米国において、2005年の議会上程から始まった制度改革法案が、その成立までに6年をも要したのは、特許制度の主要なプレーヤー間の利害調整に時間を要したためです。その中には、特許権一つで年間数兆円の利益さえ生む製薬業界、特許取得件数を競い特許の藪に直面するIT業界、その他の主要企業、中小・ベンチャー企業、大学・研究機関、更には個人発明家がいまいました。議会も政府も、これら主要なプレーヤー達の代表である米国知的財産法協会(AIPLA)、米国研究製薬工業協会(PhRMA)、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)、米国知的財産権者協会(IPO)、レメルソン基金などの種々の個人発明家団体、ウィスコンシン大学同窓会研究基金(WARF)などの技術移転機関などの意見を丁寧に把握し、利害調整に努めていました。特許制度が、国の将来、産業界の将来を占う制度ゆえ、その権利の利活用のあり方を含め、活発な議論がなされたのです。

今後は、我が国も、これにならい知的財産協会や弁理士会に加え、次代の産業の新陳代謝を担う中小・中堅企業や大学の意見、更には我が国の強みとなり

2) 大阪読売新聞2016年1月16日付朝刊32頁

3) ハーバード大学ビジネススクール Joan Farre-Mensa、ニューヨーク大学ビジネススクール Deepak Hegde、Alexander Ljungqvist 『The Bright Side of Patents』(USPTO、2015年)

得る業界団体の意見にも積極的に耳を貸す必要があります。これにより、各層の期待に応えられる制度や運用を実現し、多様なユーザーによる制度利用が進むことになるでしょう。

3. 制度間競争で問われる権利の予見性と利用性

経済や企業活動のグローバル化が進む中、各国は、使いやすく魅力的な制度的環境を提供し、自国に投資や経済活動と呼び込もうとしのぎを削っています。いわゆる制度間競争です。知的財産制度もその例外ではありません。

人気製品を輸出する際、輸出先で産業財産権を確保しないままに上市する企業は今では少ないでしょう。模倣されては後の祭りになるからです。工場の移転や投資においても同様です。このように投資や経済活動と知的財産権の取得はセットとなっています。

世界経済フォーラムが9月28日に公表した2016年の世界競争力報告においても、数多ある指標の中で知的財産の保護は、第1のピラーである制度的基盤(institutions)の二番目に位置づけられているのも、そうした背景にあるからです。

自国制度に自信を持つ、大国意識の強い米国や中国が、近年相次いで大きな制度改正を進めているのもこのためです。先進国を利するはずの特許制度でありながら、インドやシンガポール、更にはASEANやブラジルなどの新興国が競って制度を整備し、特許庁の体制を強化しているのも制度間競争の一環でしょう。学生時代に、既にロケット大国に数えられていた中国に、果たして外国企業や政府は人工衛星の打ち上げを依頼するであろうかとの研究室での議論において、空気力学の権威であった私の指導教授は特許保護が不十分である限りは、技術流出を懸念し、先端技術の粋を集めた人工衛星の打ち上げを中国に依頼することはないと述べていたことを思い出します。もう30年も前の話です。

では、先進国、途上国において、特許制度の整備が進む今日、特許制度の制度間競争において求められることは何でしょうか。キーワードは、権利の「予見性」とその「利用性」にあると考えています。

どの水準であれば特許になるであろうかとの予測がつかなければ、少なくともリソースと予算をかけて特許出願を行うことはないでしょう。権利取得の「予

見性」です。予見性を高める上で、審査の均質性を高めることはもとより、各国で相違する制度や運用の調和を進めることが有効です。特に、我が国制度は、歴史的に先行整備された欧米制度と、事後に我が国にならぬ制度整備を進めた中韓制度との中庸に位置しており、橋渡し役に適しています。加えて、我が国は、国際交渉の最前線を、制度に精通し実際に日々制度を運用している審査官が担っていることから、制度・運用調和の議論を主導し得る立場にあります。

また、予見性の確保には、欧米中韓の主要国のみならず、新興国特許庁においても、審査の信頼性の確保が求められます。我が国は、こうした新興国の思いに応え、ここ数年、積極的に審査官を海外に派遣し、海外特許庁の新人研修での講師や審査官協力を推進しています。直近では、インドでの約140人の新人審査官への研修(2016年5月、8月)が評価され、タイでの新人審査官19人及び指導審査官10人に対する2週間の研修をも要請される立場になりました。

我が国の制度や運用が諸外国に浸透することは、我が国制度の予見性を高めるばかりか、我が国企業の海外での権利取得の予見性を高めることにもなります。今後一層、制度や運用の調和に向けた主導的な役割が我が国ユーザーから期待されることでしょう。

このように予見性確保に向けて主導的な役割を担う我が国特許庁ではありますが、現実には諸外国からの特許出願件数のシェアは相対的に減少傾向にあります。その主な理由を諸外国の有識者に聞きますと、大別して二つの理由を述べられます。その一つは、進歩性判断や記載要件に関し特許庁の審査が過度に厳しいとの声であり、もう一つは、近時の裁判所での手続きや判断が特許権者側に不利に映り、権利行使が困難との意見です。

要は、リソースと予算をかけて日本に出願しても、特許が尊重されていないのではないかとこの声です。これでは、知的財産制度の制度間競争には勝てません。権利取得の予見性に加え、権利が尊重され、その利用性が高まる必要があります。2002年に制定された知的財産基本法には、「知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うこと」(第3条)、「知的財産権が尊重される社会を実現する」(第21条)ことと記されています。私が米国に駐在していた際、米国の

有力者の方々から「知的財産基本法が制定されて以降、日本はむしろ特許権が尊重されていないのではないか。」「累次の制度改革の中には制度を弱めるものさえある。基本法の本質は根付いていないのではないか。」との指摘を受けました。知的財産基本法施行以降も、我が国の研究開発投資が増えず、「失われた10年」が今や「失われた20年」といわれる状況に、こうした有力者の方々の指摘に返す言葉が見つからなかったものです。

こうした権利の利用性を巡る意見は、外国ユーザーのみならず、知財推進計画2016で取り上げられるなど、国内においても関心を高めつつあります。特許審査の一層の充実が図られることはもとより、権利の利用性を高めるために今後必要な見直しが進んでいくことでしょう。

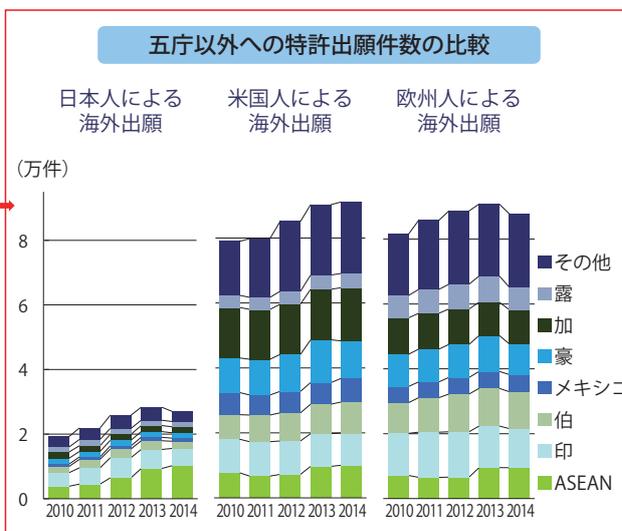
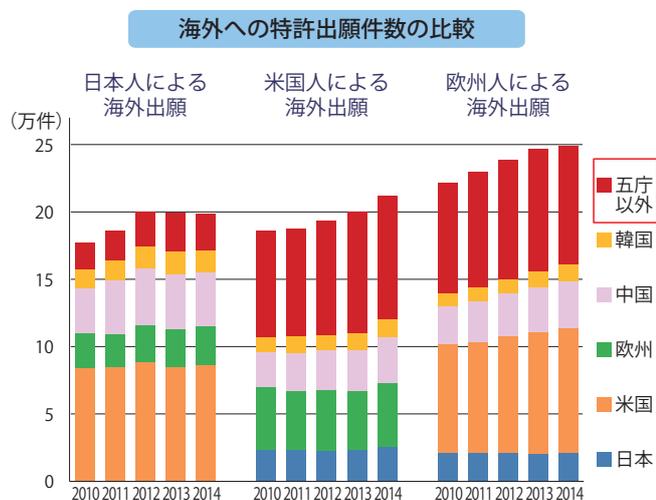
予見性と利用性の視点から、意匠についても少し触れてみます。日本や米国、韓国を中心に審査制度を採用する国々と、欧州を中心に無審査登録制を採用する国々があります。権利の予見性と利用性を高める上で、実体審査は有効であり、今日、新たに制度を整備する国々は審査制度を志向しています。制度間競争には、一定のコストを要しても審査制度の導入が有効であろうとの判断です。欧州の大手自動車会社の担当役員との面談の中で、日本での意匠登録は審査を経ているために信頼性があり、事後のASEAN諸国での審査に役に立つとの言葉をいただ

きました。意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への参加(2015)もあり、今後、外国からの出願が増えてくることでしょう。

4. 特許市場は日米欧中韓の五庁から新興国地域にまで拡大

事業活動のグローバル化が進む中、自国出願件数に対する海外出願件数の比であるグローバル特許出願率は、我が国企業の場合、この10年で0.2から0.3に増えてきてはいるものの、長く0.5前後にある欧米企業にはまだ追いついていません。

とりわけ、ASEANやインド、ブラジル、メキシコ等の新興国への出願では、欧米企業に大きく水をあけられている状況にあります。世界全体の中間層・富裕層(世帯年間可処分所得が5,000ドル以上)の人口が、2010年から2020年にかけて、新興国では、34億人から47億7千万人と約14億人増加すると見込まれています(先進国では10億7千万人から11億2千万人に5千万人増加予想)⁴⁾。こうした中、新興国市場への知財戦略が欧米企業に劣後する状況は、今後の国際競争力への影響を考えれば看過できるものではありません。まして、国際協力銀行が製造業1,016社に対し、2015年12月に行った海外直接投資アンケートにおいて、今後有望な事業展開先として、1位インド、2位インドネシア、3位中国、4位タイ、5位ベトナム、以下メキシコ、米国、フィリピン、ブラジル、ミャンマー



(出典) WIPO(世界知的所有権機関) 統計(2015年12月現在)

日米欧から各国への出願件数推移

4) 通商白書2013「新興国展開の重要性」(第2部第2章第1節)

と各企業が認識する中、なぜ知財にまで手が回らないのか、疑問に思えます。この背景には、率直に申し上げて、企業経営層にまで知財の真の重要性が認識されず、このため十分な予算や人員措置が図られていないからではないでしょうか。

余談ですが、私は、企業経営層の方々には、競争力や将来性のある自社の特許権の特許請求の範囲について、良く読み、理解しておいて欲しいと思います。特許請求の範囲は、文字通り、権利範囲を示すものです。不動産会社の経営者が、自社の主要なビルや土地の価値や広さ、所在地を知らないはずがありません。銀座の土地と地方の市街化調整地と交換（クロスライセンス）する経営者はいないはずで、丸の内の有力ビルの一フロアをテナントもおかず放置（未利用）する者も、ましてや無断で第三者が占有している状態（侵害）を黙認する経営者もいないはずで、その意味で、主要特許の特許請求の範囲を理解し、権利範囲を承知していれば、他企業に先駆け、有利な経営戦略を構築できるのではないかと考えます。

特許庁は、我が国企業経営層の皆様に、知財のグローバル化の重要性、とりわけ新興国の重要性に気付いて頂けるよう、近年種々の取り組みを行っています。2012年には日ASEAN特許庁長官会合を立ち上げ、これを定例化することにより、企業の関心を高めています。また、わかりやすいところでは、旧来の米国、欧州、中国、韓国、台湾、タイに加え、この5年ほどの間に、インド、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、ベトナム、ドバイ、エジプト、ブラジルにまで、駐在員として、審査官を新たに派遣しています。また、特許庁幹部や審査長などによる年間400回を超える企業幹部との意見交換においても、グローバル出願の重要性を主要な議論の一つとしています。

こうした取り組みが奏功し、我が国企業において、横ばいであった知財活動費が2013年以降増加傾向にあり、2014年には対前年度比13.9%増との高い数値を示しています。このうち、グローバル出願の増加を示す出願系費用の増加は対前年度比15.0%増と顕著です⁵⁾。

こうした傾向は今後も続き、グローバル出願は今後増加し、海外での円滑な権利取得が主要なテーマとなります。上述の制度・運用調和に向けた取り組

みや、外地での研修指導や審査官国際協議が益々重要なものとなってきます。

5. 求められる公益とのバランス～医薬品アクセス問題からNPE問題～

先進国を中心に特許保護が産業政策として重視される一方、途上国からは、HIV/AIDSやマラリア等の感染症の蔓延を背景に、医薬品アクセス問題が指摘されています。これは、特許制度により、模倣品が製造販売できなくなるなど、医薬品が高価になり、容易には手に入らなくなるとの指摘です。

最近になって、女優アンジェリーナ・ジョリーの予防的乳房切除の根拠となった遺伝子検査に関し、その特許の有効性が米最高裁まで争われました（Myriad米最高裁判決（2013））。この裁判の中で、米国においてプロパテントの端緒となったChakrabarty米最高裁判決（1980）の是非が問われたのも、この検査が高額であり、誰もが利用できないという批判が背景にあったからです。なお、Chakrabarty米最高裁判決（1980）では、特許の保護対象は、「すべからく人間が創造したあらゆるもの（anything under the sun that is made by man）」としており、石油を食べる人工の微生物が特許対象として認められています。長くアンチパテントであった米国が、同判決以降、プロパテントに転じる機会になったとも言われています。さて、少し話がずれますが、特許庁のロビーに飾られる御木本幸吉、氏の発明である養殖真珠に我が国で特許が付与されたのは、このChakrabarty米最高裁判決の1世紀近くも前の1896年です。当時の我が国特許庁はプロパテントであり、殖産興業を推進していたのかもしれない。

閑話休題、話を戻します。このMyriad米最高裁判決（2013）では、Chakrabarty米最高裁判決（1980）が覆されることはありませんでしたが、権利制限的な玉虫色の判決であったと言われています。こうした背景にも、医薬品アクセス問題と同様の公益的な関心の高まりが米国内においてもあったと言えます。

要は、「命か、特許か」とされる議論です。この種の二元論は一般には不毛なものとなりますが、この場合は命が優先することに疑いはありません。ただし、

5) 平成27年（2015年）知的財産活動調査（特許庁）

特許制度がもたらす発明奨励(イノベーション)により、多くの新薬が生まれ、10年、20年前には助からなかった命が、今日多く救われていることも事実です。「今日の命か、10年後の子供の命か」と問われれば、また違う答えがあるでしょう。研究開発の成果によっては、救える命の数にも変わりがあります。今後の公益の議論には、その軽重や特許制度による犠牲と得られる恩恵にも目配りする必要があるでしょう。

一方、公益の議論として、今日「NPE(特許非実施主体)問題」が指摘されることがあります。国内では「特許トロール問題」とも呼ばれるものです。制度の悪用が許されないことは当然として、個人的には、NPE問題を徒に喧伝し、全体としての知財保護を弱める議論が進むとすれば、我が国の国際競争力を落とし、結果として角を矯めて牛を殺すことになるのではないかと危惧します。先に公表(9月28日)された世界経済フォーラム「世界競争力報告」において、イノベーションが前年2位から8位、知財の保護が前年6位から14位に急落し、総合評価においても8位に転落する状況において、その思いを強くします。なお、この世界競争力報告における知的財産の保護との項目は、各国の多数の企業経営者(我が国企業211社の経営者)へのアンケートにおいて、「あなたの国で、知的財産はどの程度保護されますか(1:全くない~7:非常に多い)」との設問に対し、各国がその平均値を高める中、我が国は6.1から5.9に減少し、結果として知財保護のランキングが6位から14位に急落しています。言い換えれば、世界全体では知財の保護が増す中、我が国企業経営者の多くは国内での知財保護が弱まっているとの印象を持っているのです。

いまだ特許権の利活用が十分ではない我が国において、ゆえにNPE問題も生じていない状況で、その対応が過ぎれば、よちよち歩きの子牛の生えてもいない角をほじくりかえすことになるでしょう。NPE問題は、当の米国では中小・中堅企業の台頭をおそれる大企業の理屈との指摘があります。「特許トロール」とのキャッチーな言葉は、当初は将来の特許戦略上の脅威として日本人を指して使われ始めたものです。その後の1990年代後半には米国内のベンチャー企業

の提訴に業を煮やした大手IT企業インテル社の知財担当役員が広めた言葉とされています。2006年には、米国下院司法委員会知的財産小委員会において、「パテント・トロール、事実かフィクションか」と題した公聴会が開かれました。証人は、当のインテルをはじめとしたIT企業代理人、著名な米国人発明家、アマゾンやタイムワナー社の副社長などが召還され、それぞれの立場から意見が表明されています。その時、傍聴席にいた筆者には、「特許トロールへの対処が過ぎると世界一のイノベーション国家を構築した200年の米国の歴史に泥を塗る」とした著名発明家の発言や、「特許は重要、知財の価値を下げるべきではない」としたタイムワナー社の副社長の発言が、特に議場で説得力を持っていたように感じました。その後、「特許トロール」との呼び名が議論を予断するものとして、米国の有識者や学者、プレスは、可能な限りこの言葉を使わないようにしています。今日、「NPE(特許非実施主体)」と呼ぶのはこのためです。

勿論、瑕疵のある特許により、無関係な技術に独占権が悪用されるとすれば、許されるものではありません(この場合、「無関係ですよ、権利の濫用ですよ」と主張すれば特許制度は足りるのですが、この主張をするための弁護士費用、法廷費用が米国ではあまりに高額なため、権利濫用の余地があるとも言えます。米国では相応の訴訟ですと、原告・被告ともに平均4百万ドルもの法廷費用を負担するとの報告⁶⁾もあります。)。一方で、工場を持たず、自らは発明品を大量生産していないとしても、ポストエジソンやポスト豊田佐吉、ポスト井深大、ポスト松下幸之助を否定することや、下町の中小企業や大学研究者の日々の研究成果が否定されることは許されません。更には、長く経済産業省や特許庁が進めてきた特許流通や技術移転、未利用特許の技術マッチングなどが否定されることも、政策の一貫性が問われることでしょう。このように、このNPE問題は、将来のイノベーションや特許制度への影響を考慮しつつ、慎重に議論するべきものと考えています。なお、当のキャッチーな言葉を発明した大手IT企業は、その後自ら特許流通企業を立ち上げ、技術マッチングなど未利用特許の活用を進めています。口さがない他の大手IT企業からは、新たなNPE企業ではない

6) 米国大統領経済報告2006年版



特許改革法案 (AIA) 大統領署名式 (2011年9月16日)
 (壇上中央) オバマ大統領、(壇上右端) カッポスUSPTO長官 (当時)
 USPTOホームページより

かと指摘をされていることを忘れてはなりません。

こうした「角を矯めて牛を殺してはならない」との思いは、カッポス前米国特許商標庁 (USPTO) 長官 (IBM元知財担当副社長) など、米国の有識者の中にもよく見られる意見です。カッポス氏は本年3月、国立台湾大学で基調講演しており、特許や標準の議論に際し示される「標準必須特許がホールドアップ契約を生む」、「特許の数がイノベーションを阻害する」、「特許制度がイノベーションを抑制している」などの七つの迷信が、米国の特許制度やイノベーションの歴史を誤って伝えているとして、こうした迷信に与すべきではないと指摘しています⁷⁾。この講演での指摘が、現地の台湾系のメディアのみならず、韓国の知財関連の主要プレスでも大きく取り上げられていました。これまで、何度か、韓国や台湾を代表する台頭著しい世界規模の大企業の知財担当の役員の方とお話する機会がありましたが、これら企業の企業トップ自らが特許を重視し、市場の確保に向けて戦略的であることを知らされたものです。彼らもほんの20～30年前は無名の企業でした。今般、カッポス前長官の指摘を、これら台頭著しいアジアの国々の方々が関心を持つ姿に思いをいたすところです。

知財制度の関心が高まる中、命の問題とも言える医薬品アクセス問題から、企業規模や特許制度への関心によりとらえ方が異なるNPE問題まで、更には本稿では触れていませんが途上国が関心を持つ新たな知的財産とも言うべき伝統的知識や生物多様性の議論など、公益の議論が多様化しています。私たちとしては、常に公益の軽重を見つつ、均衡を持った議論が必要になるものと考えます。

Ⅲ.さいごに

資源に乏しい我が国が世界に誇れるものは、何より日本人が勤勉であることかと思えます。この額に汗した努力の成果を特許として保護し、尊重することが、世界に誇れる我が国の強みを活かすことになります。

更に言えば、我が国が、次の世代においても豊かで、今日のように世界の多くの人々から敬意を払われるためにも、技術立国としての現在の地位を堅持していく必要があります。イノベーションが、我が国の国際競争力を確保する上で虎の子とされる所以です。今日、イノベーションを促すために、「死の谷 (デスバレー)」を如何に超えるかとの議論を良く耳にします。基礎研究から応用研究、事業化に至るまでの障壁を如何に克服するかとの議論です。企業においては資金やリソースの調達、各国政府や議会は制度的な障壁の除去がテーマとなります。勿論、その谷の上流に何もなければ、その谷に橋を架けたとしても意味がありません。米商務省の資料などを見ますと、上流の基礎研究を発明と定義づけ、下流の応用研究をイノベーションとおいています。イノベーション、邦訳は技術革新です。革新との語が少しばかり世間をミスリードし、時代や社会を超えた変革という、必要以上に高いハードルを求めているようにも見えます。むしろ、新たな技術や仕組みが、時代や社会の変化を捉えつつ、それに適応することがイノベーションなのではないでしょうか。イノベーション論を積極的に展開する米国では今日、この語を「発明の実利的実施」⁸⁾ や「発明と洞察の交点」⁹⁾ と定義づけています。こうした資料を見るにつけ、如何に上流の発明を促しつつ、その発明を社会の変化に適応させ、その実用化を進めていくべきかと考えさせられます。米国憲法の発明奨励を促す第8節 (8) の一文が、青息吐息で英国から独立したばかりの農業国米国が、二百有余年を経て今日の繁栄にまで繋がるマジカルセンテンスであったのではないかとさえ感じます。

上述の通り、我が国企業を含め、出願人の多くは

7) "Proceedings of International Symposium on Standards, SEPs and Competition Laws" (2016/3/4) Taipei, College of Law, National Taiwan University, 2016, pp.17-47

8) Christoph-Friedrich von Braun "The Innovation War" (1996)Chapter1

9) Council on Competitiveness "Innovate America" (2004)

各国へのグローバルな特許や意匠出願を増やしています。国際協力や審査協力は、従来に増して深化しています。特許先進国として、日本特許庁の信頼は高く、事後に制度を整備する国々の多くは、我が国制度や運用にならう傾向にあります。審査結果についても、例えば日本発のPPH案件における米国特許商標庁での特許率、すなわち我が国特許の追認率は実に84%という高率です（通常出願の米国の特許率は68%）。先進国米国をしてそうです。多くの国が、とりわけ新興国・途上国が、日本の仕組みを追認することは自然なことです。

このように、知財制度に関し他国の範となる我が国にあって、特許の保護が弱ければ、他国もこれにならうこととなります。我が国の強みを活かすはずの特許の保護が世界全体で弱まるとすれば、額に汗した努力の成果が報われない社会となります。残念ながら、上でも述べたように、世界経済フォーラムによる本年の世界競争力報告において、我が国企業211社の経営者の平均的な回答は知財保護が弱まったと感じています。これは、国内で2014年特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書において、「特許権者の攻撃手段と被疑侵害者の防御手段のどちらが充実しているか」との設問に対し、何れかを明らかにした企業173社の内¹⁰⁾、特許権者が制度的に不利（被疑侵害者が有利）だとする企業は150社にも及ぶのに対し、特許権者が有利だとする企業はほんの23社に過ぎない結果とも符合するものです。

本稿の読者の多くは、種々の施策の立案や実際の案件の審査を行う審査官や特許庁職員です。施策の立案に際し、種々の選択肢を前に悩まれることもあるでしょう。その場合には、額に汗した人に立つ施策や次代を担う技術や事業を尊重する施策、あるいは新興国・途上国がこれにならったとしても国際展開を進める我が国企業に利する施策、技術流出を未然に防止し外国においても我が国発の技術が尊重される施策を選択すべきでしょう。その保護が十分だとはいまだ評価されていない我が国にあっては、自ずと権利を尊重する方向を選ぶのではないでしょ

うか。また、審査官として、実際の案件の審査に悩んだ場合には、その発明が「強く広く役に立つ」特許や意匠になるのであれば、特許や意匠登録の途を探るべきでしょう。勿論、瑕疵ある特許は、強くも広くも役に立つものでもありません。それは森林の間伐材のようなものです。より大きな森を成長させるためには、毅然として間引くことも必要でしょう。

最後に、上で引用したカッポス氏の本年3月の基調講演の結びの言葉「最も重要な真実とは、最もバランスのとれた(balanced)、強固で(robust)、イノベーションを後押しし(innovation-friendly)、そして、競争を促進する産業政策とは強靱な特許制度(a strong patent regime)にこそある¹¹⁾」を紹介します。同様のコメントは、具体的な分析とともに同氏以外の有識者や報告書からも良く聞く言葉です。私たちが今日追求する「強く、広く、役に立つ特許」との言葉との類似性も偶然ではないでしょう。本稿の冒頭で述べたように、特許制度は重要な産業政策です。制度であっても、運用であっても、権利であっても、この「強く、広く、役に立つ特許」が今後一層求められるものと確信し、本稿の結びとします。

profile

澤井 智毅(さわい ともき)

昭和 62年4月	特許庁入庁(審査第三部産業機械)
平成 3年4月	審査官昇任
4年2月	電子計算機業務課機械化企画室
6年4月	総務課企画調査室
8年7月	米国カリフォルニア大学デービス校
9年7月	国際課長補佐(国際調整班長)
11年4月	電業課長補佐(調査班長)
12年10月	審判官(第14部門)
13年10月	調整課長補佐(企画調査班長)
17年6月	ジェトロ・ニューヨーク、知財研ワシントン事務所長
20年7月	総務課情報技術企画室長
22年4月	審査第二部審査監理官(動力機械)
23年1月	総務部国際課長
24年7月	審査第二部上席審査長(生産機械)
25年7月	審査第一部調整課長
27年7月	審査第二部長
28年6月	審査第一部長(現職)

10) 国内において権利行使が必ずしも活発ではないことなどを背景に、「どちらとも言えない」との回答は258社。

11) "An overarching truth is that the most balanced, robust, innovation-friendly and procompetitive industrial policy is rooted in a strong patent regime."